

(議長)

次に、「小野寺議員」の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今6月議会におきまして4つ質問をしております。

まず最初に1問目であります。先だって議員協議会で報告・説明ありました砂川の管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定についてお聞きしたいと思ます。

これはこの事業は北海道の許可権限事業であります、議員協議会でも町長等から説明ありましたとおり、地域の環境保全にとっても、また地域住民の生活、生産者団体等にとっても大きな関心事でありますので、十分な説明、理解が必要と思ます。その点から3つお聞きしたいと思ます。

まず議員協議会でも何点かお聞きしましたが改めて現時点で出された資料にもありましたのでお聞きしますけれども、農協・漁協、出されたと言いますが議員協議会で説明・資料等の事ではありますが。農協・漁協、どの様な受け止め方をしているのか。町が知り得ている範囲で報告を頂きたいと思ます。

2つ目ありますが、今後この間の説明等を受けて改めて、江差町、漁協等、農協も入るのでしょうか。そこら辺も含めて教えて頂きたいんですけども、公害防止協定を結ぶという事で、先だつての議員協議会でも説明がありました。これは大変環境保護の観点からも大事な協定だと思ますのでこれからどの様な段取りで進めようとしているのかお知らせ願いたいと思ます。

最後であります、ただ今挙げました公害防止協定、これは単に行政、さらには漁協等にお任せするという問題ではないと思っております。出来てからではなくて、出来る途中適宜議会にも報告しながら、我々とも十分に協議を図って頂きたいと思ますが、その点についてもお聞きいたしまして第1問目の1つ目の質問といたします。

(議長)

「町長」

「町長」

小野寺議員の質問にお答えをさせていただきます。現時点で農協・漁協はどの様な受け止め方をしているのか。町が知り得ている範囲で報告してほしいという質問でありましたが、5月23日開催の全員協議会で申し上げておりますが、事業実施者が4月14日の檜山漁業協同組合理事会において、本建設計画

に関わる概要説明が行われ、漁協側としては本建設計画内容について専門的な知見を得る為に上部組織に相談等を行い、対応していく事としているようであります。

なお新函館農業協同組合に対しましては、建設計画予定地付近には農業用水が無い為、事業実施者としても特に説明会等は行わず、付近の農地・豚舎の利用者とは個別に協議が行われているという風に伺っております。

次に公害防止協定の段取りに関する質問でございましたが、公害防止協定は町、檜山漁業協同組合と締結する予定となっております、新函館農業協同組合とは利害関係者が一部の為、協定は締結しないと伺っております。いずれに致しましても、本建設計画が檜山振興局や本庁との事前審査を経て、まとまり次第北海道に対する本申請前に公害防止協定の締結が進められるものと考えており、町が結ぶ公害防止協定につきましてはお示し出来る段階になりましたら、議会ともお示しの上で進めて参りたいと考えておりますのでご理解を頂ければと思っております。

(議 長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

何点か再質問させていただきます。

それで最初に考えていなかったというか私自身が想定外なんですけれども、これは町長というより業者の議会へという事になるんでしょうか。私共議員に角山開発株式会社からこうゆう資料を頂いたんです。事務局にお聞きしますと、先だつての議員協議会のその場ではなくて、終わった後に議員に配布するという流れで事務局としてもお預かりし、全議員に配ったと思われまして。これはあくまでも議会が頼まれて議員に配ったものと思われまして。それ以上の事はわかりません。それは良いんです。中身なんです。町長とか副町長この中身知っているのかわかりませんが。議員協議会の前ですね、局長。

1つは産業廃棄物の適正処理、こういう事について角山開発としては理解してもらいたい。それは当然で、私も改めて勉強しました。問題は、問題と言うかびっくりしたのは、これなんです。環境省が作った津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて。私はこれはだいぶ前から見えますけれども、色々問題があるパンフなのですが。これが入っていたんです。

更に廃棄物処理法の改正後の状況と、震災瓦礫の広域処理、これまさしく昨年来色々取り上げられている部分についての説明。

そして念を言ったことに、これ一番問題になっている、これ後で瓦礫の所で

やりますけれども、とりあえず紹介しますが。一番今問題になっている国が言っている例の 8,000 ベクレルまではいいという部分と、いやいやそれだと危険だとせめて 100 ベクレルと、例のクリアランスレベルの説明が入っているんですよ。

これ普通考えたらですね、どう考えたってあの時議員協議会で私は念を押して町民の中から勘違いとかそういう部分もあるから、改めてきちんと説明をとったばかりの時に資料が入っているというのは、産廃業者がですね、議員の皆さん、産廃以外に震災瓦礫の事も勉強して下さいそういう気持ちで入れたのかどうかと思っちゃうんです。これ議会の問題かもしれませんので、もしその資料でわかっていればという事で、もしでお聞きします。全然預かり知らないのなら知らないで構いません。

次に公害防止協定。これは本当にこれから12月までに結ぶという事になりますから、当然この1ヵ月2ヵ月で相当中身の濃いやり取りをするんだらうと思いますが、この点について2つお聞きしたいと思います。

1つは、やはりどうしても心配なのは、産業廃棄物管理型で全国的に色々あるのはどうしても廃水の関係で海に流れたり等々の部分があります。ですから当然こういう施設についてはそこについて十分な管理、配慮が必要となってきますが。それでお聞きしたいのは漁協について言いますと、公害防止協定の相手は合併漁協であります、つまり檜山一本の漁協であります。ただしその組合員とか、個々の利害関係を厳密に言ったら「海区」というのは何か想定されるのか。檜山漁協だから例えば上ノ国から奥尻も含めてせたなも含めて、極端な事言えばですよ。つまりそういう意味での利害関係者と受け止めていいのか。ここ私調べたけどわからなかったです。いわゆる「海区」という考え方、あるのかないのか。なじむのかなじまないのかも含めて漁協と公害防止協定を結ぶというのはそもそもどういう事なのかという事を1つ教えて頂きたい。

最後、2つ目ですね。市町村とはどういう事なのか。市町村とも公害防止協定を結びます。市町村という事になれば江差町もそうでしょう。それで公害防止協定の根拠、これは法律ではありません。前回の議員協議会でも言いました。「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」これにのっって公害防止協定をつくるという事でいいですね。それで更にこれ読んだだけじゃなかなかよくわからない部分もあって、北海道はこれを担保するもので、特定施設の設置等の手続きに係る要領というものがあまして、大体これを読めば公害防止協定の中身というのは何となくわかるんですけども、市町村とはどこまで言うのか。ちょっと教えて欲しいんです。江差町だけなのか。

先程海の事を話しました。海で言うと、もしかしてひやま漁協で言えばもう

少し長い海岸線になるのでしょうか。そうすると市町村だって上ノ国とか乙部とかどういう事になるのという素朴な疑問があります。答弁によってはもう少し詳しく聞きたい部分もありますので、その点について教えて頂きたいと思います。

(議長)

「副町長」

「副町長」

私の方から一番目のご質問に対してお答えしたいと思います。

このパンフレットこういうのが議員の皆さんに配布されていたというのは実は今日朝に知りましたし、町長はたった今知った訳であります。このパンフレットが同封されていたという事と、この角山開発が今の震災瓦礫の処分場としてそういう機能を果たすというつもりとを結びつけるというのはそれはまったく必要ありません。角山開発はこの前社長自らが小野寺議員さんのご質問に対して震災瓦礫を受け入れる予定は全くないと。それは震災瓦礫の話の前から私はこの砂川でこの産廃の処理計画をもっていたので、それとはまったく関係ありませんからという事でありましたので、今の小野寺議員の1問目の御質問は杞憂だという風に判断して頂いて結構だという風に思います。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

私の方から質問に対してお答えしたいと思います。

最後の方から言いますけれども、江差町だけなのかと。近隣の方はどうなのかという話でございますけれども、今の所江差町と事業者という形で考えてございます。

それとスケジュールの関係も先程言われましたけども、前にお示した計画表でございますよね。管理型最終処分場建設事業行程表で、12月までという事で書いていますけれども、今その現在漁協さんだとか、一般住民の方だとか、一応説明会が終わりましたけども、今後また先程町長がおっしゃった様にですね、漁協の方でも今上部機関の方に組織の方に相談もしていますという事もございますので、その経過を見ながらですね、再度また漁協さんの方と協議の場もですね含めながら考えながら、いかなきゃないという風に思っております。そういう意味でいくと公害防止協定の締結等については秋になるだろうという

事で考えております。秋と言っても、11月か12月かわかりませんが、進捗状況によって変わってくると思いますので、その辺はまた先程町長がおっしゃった様に議会の方にもその時期がきた段階でまとまり次第、議員の皆様にご協定の部分もお示しするという事で考えてございますので、よろしくお願い致します。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

わかりました。一番最後の関係市町村の事なのですが、原発の地元とはなんぞやという事とほとんど同じ様な、ある意味では言葉の定義付けという事になっちゃうのですが。

先程言った特定施設の設置等の手続きに係る要領の中に、市町村の位置付けと言うのかちょっとよくわかりませんが。もし課長持っていれば5ページ目の上から6行目位かな、関係市町村に関係するかどうかは、その施設の接近の具合、近接の状況、近いか遠いかそれ自体がよくわかりませんが。あと生活環境の状況等により判断するものとするという事で、これ結構よその議会でも、よそというのは本州の方ですけども、結構論議にはなっているんですね。似たような都道府県によってありますから。ここら辺はきちっとですね、確認しておく必要があると思うんです。どう考えても砂川沖は海流、海の流れにもよるんでしょうけれども、大雑把に見たって反対側の上ノ国の色々増養殖している部分、江差で増養殖している部分等も含めれば、単に漁協だけじゃなくて、市町村だって当然言いたい事があるという事があって不思議ではないと私は思うんです。その点についてきちっと。条例、最終的には北海道ですので確認しておく必要があると思うのですがどうでしょうか。

(議長)

「町長」

「町長」

管理型の産業廃棄物処理施設が出来る可能性があるという段階で、関係町村と話をさせていただきました。

関係の町村長さん達は何を言ったかという、今放置している状況よりは、ずっとそれは望ましい事だと。ましてや業界の事、廃船になった船、それから網、それらの事を考えるとですね、ずっと良いことだと。こう思っている事を

確認しております。協定結んでいる訳ではありませんよ。

その上でもう1つは管理型の処理施設が出来たことによって小野寺議員、基準値を超えたようなものが流れる前提でものを喋っているけど、流れる事が違反なんだから。そうでしょう。それを測定し逐次検査して対応するという事にしてある訳ですから、前提でものを指摘しないで欲しいと。出来ればそういう事はあってはならないですし、ない様に私達も目配りしていかなきゃならないという立場ではその通りだと思いますけども、その辺についてはご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい。2問目。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

2問目に入りますが、先程の管理型産業廃棄物の問題については全国でそういう事例があるから言っている訳であります。

2問目に入ります。震災瓦礫の受け入れ方針についてであります。これも議員協議会で一度やり取りいたしました。4月5日。それから2ヵ月、3ヵ月近く。国の方針、国の調査、岩手県・宮城県の議会、行政の動き、それから被災している震災瓦礫を処理しなければならない自治体、等々の状況と言いますか。大きく変わっています。これは町長も御存じだと思います。あまり縷々言う必要はないと思います。それで3点お聞きしたいと思いますが。

質問入る前に私は私の議会報告でも町民の皆さんにお知らせしておりますが、この間何回か現地調査した事も含めまして、基本的には放射能が含まれている可能性がある、震災瓦礫は受け入れるべきではないという原則と、もう1つ結果的には後で質問の中で述べますが、ほとんど自前で出来るという状況を踏まえれば結果的に必要ないという前提で、私の考えを前提で3つお聞きします。

まず先程言いましたが、この2ヵ月少して状況が大きく変わっております。改めてお聞きしますが、町長の方で4町と言っているのでしょうか。当初の計画色々数字上がっていますけれども、まずはそれぞれの県、市町村、特にこの4町が受け入れようと思っている岩手県のどこの町でしょうか。瓦礫の量・種類、そして特定と思われる市町村の要望、全体の要望も含めてでもいいんですけども、どの様に把握しているのかまずお聞きしたい。それでその上で4月5

日以降状況が色々私変わったと言いますが、変わった様な事を受け入れているかどうかわかりませんが、4町の現時点での考え方。4町がバラバラではないと言いかた多分あるかと思しますので、4町の現時点での考え方。

それで最後ではありますが、前段にも述べましたが私、昨年、宮城、今年に入って福島、岩手、多くの町村関係者とも意見交換しました。更に5月に宮城県から共産党の県議団が江差に来まして、4人県議が来まして、瓦礫の問題で相当突っ込んだ論議をしました。宮城県議会の実情、宮城県の現状等をお聞きしました。結論から言うと、この間、国が言っている政府が言っている若しくは知事等が言っている公式の見解、それと別に実績に地元でこうなんだという事はあまりにも乖離しているのが私の受け止め方です。さっきも言いましたけれども、ほとんど地元で処理可能、若しくは再利用すれば逆に足りない。

それで私は基本的な考え方は前段に述べましたが、自治体4町側に立って考えた場合、そういう状況をしっかりと調べれば当然、当初出した内容については白紙。今あのまま動いていますから。あのまま受け止められているんですね。まず白紙に戻すと。しっかりと情報を掴んで、改めてどの様にしたらいいのかという事を検討したらいいのではないのかと、私は考えます。町長の見解を求めます。

(議長)

「町長」

「町長」

答弁書の前にはね、テープ回っているから公式的にはあまり大きい声で言えません。私の知っている範囲の事と、今回答弁する事について若干差はあるかもわかりませんが、基本的に答弁書に基づいた答弁をさせていただければと思っております。

その前に小野寺議員のちらし、共産党のちらしを見ますと、瓦礫が復興の妨げになってないという大きな妨げになってないという書き方をされているようですが、私は心の復興も復興の大きな要素だろうという風に思う訳ですよ。瓦礫ばかりではなくて、気持ちの上でもそういう対処の仕方をすべきではないのかとこう思っている所でもあります。答弁書に沿ってご答弁申し上げようと思っております。

瓦礫の量・種類、災害市町村の要望と把握についての質問でありましたが、災害廃棄物の処理につきましては被災県、特に宮城県・岩手県からの要請を基に、国が各都道府県に対して要請がされているところであります。平成24年

5月21日に見直し後の災害廃棄物推計量及びこれを踏まえた広域処理の方針が示された所であります。内容につきましては、最大限県内処理を図っても、なお岩手県では120万t、これは当初最大限測っても残りの57万tと、こう言われていた訳ですけども、今の所では約120万t。宮城県では127万tの広域処理が必要である旨、両県から環境大臣宛てに広域処理の協力要請があったようであります。この事を踏まえ、環境省は青森・秋田・山形・静岡県等9都府県を最優先に受け入れ要請を行い、北海道は全体の調整の推移によるという方針である旨の情報を得ているところであります。

次に町の現時点での考え方についてお尋ねありましたけども、対象は以前にもお話ししてもらった様に、岩手県の不燃物、100ベクレルパーkgの原則は構成4町の一致した見解でございますので、ご理解を頂ければと思っております。

この後私達のこういうエールに対して、どう対処するかというのは、エールを投げかけられた被災地でのものの考え方でありますので、どう動いて来るのかというのはまだ明確ではありません。

次に一度検討内容を白紙に戻し、しっかりした情報を得る旨のご質問でございますが、被災地の広域処理の目途がついていない状況であり、被災地からの要請の推移を見極めながら今後も具体的な受け入れ要請等に答えて参りたいという風に考えている所でございます。以上です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まず1つ。瓦礫の量。多分町長若しくは担当者、担当課長もわかって今の様な事を言ったと思うのですが。ただそのままにしちゃうと議員の皆さんも、理事者の皆さんも、増えて今までよりもっと大変なんだと思われたら困るのでちょっと聞きます。多分課長も用意していると思いますので。町長も知っていると思いますが。

増えた中身。私が言うより課長、増えた中身知っていますね。増えた中身なんてとんでもない事なんですね。なんでもないんですよ。私よりまず増えた中身がどういう風な捉え方なのかまずお聞きしたい。

ついでに言うと、宮城はもう事実上当初344万tを県外でお願いしたいと言っていたのが、3分の1の今町長おっしゃった通り127万tで、なおかつこの中でも再利用出来るものがあるんだという事で、県知事は記者会見でもはっきりと言っているのです。宮城は公式的にも無いんです。岩手知事は確かに言ってますが、中身はとて受入れられない中身ですが。中身ちょっと担当課長で

もいいのでお聞きしたい。

2つ目。2つ目はその当初の考え方、とりあえずこれなんだと。これでもですね、それから正式に出た数字見ても、全然それこそ役所がよく使うマッチングという言葉借りて言えば、全然マッチングでもなんでもないんですね。最大20万t、最大だから最低でも1kgという事もあるのかもしれませんが、一応最大20万tが独り歩きしてきていますから。20万t。

岩手県で広域、県外処理をお願いしたいという先程の5月21日の岩手県知事の要請文。これで不燃物は改めて見ますと9万tなんですよ。岩手県全体ですよ。岩手県全体で不燃物9万t。その中身は課長から答えてもらいたいと思うんですけども。一応9万t。既に全国で、この岩手県から現在既にもう受け入れている所があります。ですから今4町が検討している最大20万tということ自体、どこからこの20万tでくるのか。4月5日はともかくですよ、現状から言ったら全然それこそマッチングしない数字だという事が1つ。

それからついでに言えば廃棄物の種類、もし受け入れるとすればという意味での廃棄物の種類。これも不燃物という事で、廃プラだとかコンクリートだとかと色々書いてありますね。基本的にこれは無いですよ。何回も言いますが、無いし、あるものは再利用なんです。ですから不燃物というひとくくりで言うと分かんなくなっちゃうけれども、その種類を言っちゃえば無いんです。じゃあそのままにしておくというのはまったく恥ずかしい計画が独り歩きする。

それからついでに言うと、今、岩手も宮城もなるべく近い所に処理して貰いたいと。あまり金かけたくないともうはっきり言っているんですよ。ここら辺含めて改めて今のこれは変わらないんだという答弁がありましたので、変わらないんだという事について、私言った事についてどのような見解を持っているかお聞きしたいと思います。以上。

(議長)

「小野寺議員」今その数字を話してもですね、刻々と変わっている訳ですよ。それが正しいとか間違っているとか今ここで話しても。

「小野寺議員」

政府の言っている数字は担当であるから大丈夫。

(議長)

担当の課長はなかなかそれ答えられない。

「小野寺議員」

全部押さえています。

(議長)

新聞だって日常変わっているよ。

「小野寺議員」

政府の公式見解。

(議長)

それが正しいとか正しくないという事じゃないでしょ。

「小野寺議員」

政府の公式数字だこれ。

(議長)

今の質問の事についてですね、分かる範囲内で「環境住宅課長」。

「環境住宅課長」

それでは最初ですね、岩手県全体の24年5月21日の見直しの部分でございます。全体推計料は見直し前が480万t、見直し後が530万tという事で、50万t増えたという事で伺ってございます。広域処理の必要量でございますけれども、先程町長からも120万tになったという事での内訳はですね、木くずが当初47万tが18万tに、29万t落ちました。可燃物は3万トンが12万tに9万t増えました。それと不燃物は議員先程おっしゃった様に7万tが90万tになったと。これは83万tが増えたという事でございます。

4月5日のですね、議員協議会の中でお示しした部分から今回変わった部分でありますけれども、あくまでも常時種類の把握につきましてはですね、昨年23年の8月に策定した岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づくものでございまして、それで受けまして、3月に段階で構成4町が受け入れの基本方針を示したという事でございます。

この20万t、独り歩きしていますという話をしていますけれども、あくまでも最大20万tでございまして、これが全て20万t受けるという数字ではないという事をご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

「副町長」

「副町長」

今の課長の説明に付加させていただきますが、要するに20万tが独り歩きしているというご指摘でありました。構成4町の各町長さん方の一致している考え方は20万tを最大リミット、最大限にして、受け入れる用意はありますよ、人道的な見地からも従来の岩手県、東北とこの檜山南部との繋がりから、そういう事も考えて受け入れる用意はありますという事の意味表明だけでありまして、何が何でも20万tくれと、そういう事ではなかったという風に思っていたきたいと思います。広域処理を希望するのはあくまでも被災地の市町村であります。そこで被災地の市町村がその再利用、若しくは近隣の秋田県、この辺りですねすべて北海道に廻さなくても特に不燃物についてはいいですよという結論に達すればそれはそれで非常に私共はハッピーだという風に思っている訳ですから。そういう事でもう一回再整理をしていただければなという風に思っております。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

課長ね、私の質問に答えてないんですよ。不燃物で増えた中身、わかって言っていないと思うんですが。要するにね、土砂系、泥なんですよ。泥。それで実際現地は脱塩も含めてですね、それ自体もう無理なんです。というか脱塩したままで仮にきちっと脱塩、結構お金かかるらしいですね、地域で埋めるという事も含めてそれはそれで使うんです。使いたいと。

ですからそう考えたら今の数字、増えた数字はほとんど土砂系なんです。多分わかっていると思う。何で言わなかったのか。ですから結果的には課長言わなかったけれども。不燃の種類の中身も結局それは再利用するものです。コンクリートだとか、アスファルト殻だとか。持って行ってって貰ったら困ると。結局不燃物で20万tはいいです。そうなんですよ。

だとしても中身について言えば、計画そのものが机上の計画というか、これは全全体をなしていない計画だと私は思うんです。ですから白紙撤回の部分はあれです。私の一方的な言い方だとすれば、せめてきちっと見直しと言いますか、4町の考え方を早く出さなかったら、恥ずかしい計画、この計画何なんだと私は思いますが、町長の見解をお聞きします。

(議長)

「町 長」

「町 長」

暫時休憩してほしい。

(議長)

そうですか。答弁調整で。

暫時休憩します。

(休 憩)

(議長)

休憩を閉じて「小野寺議員」の質問から入ります。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

先程の町長、よそのを見ますと率直に言っています。実際に自治体の町長さん方、県知事も含めてですね、現地を見たら違っていたという事を率直に言っておりますので、適切な所で見直しを求めるものであります。

それで3番目。食品、農水産物の安全対策について。これも瓦礫の問題と連動するものですが、放射能の問題であります。今東北だけではなくて、関東だけではなくて、この北海道内の流通している食品、水揚げされた水産物も放射能が検出されております。ご存知だと思います。微量と言っても、これは私達人間の体には危険性があります。学者の確かに色んな見解はありますが、これはしっかりと危険性はあるという事はおさえなければならぬと思います。それで以下4点お聞きします。時間がないので簡潔にいきます。

国・道に対して食品、流通食品、水産物の検査体制を抜本的に強化する事を求める事。

2つ目。保健所の放射能に対する食品検査は今どのように実施されているのか、ご存知の部分教えて頂きたい。

3つ目。ひやま漁協の検査体制はどうなっているのか。どう検討しているのかお知らせ願いたい。

4つ目。学校給食の安全性はどのように図られているのか。一応4つ。食品、農産物の安全対策についてお聞きします。

(議長)

「町 長」

「町 長」

食品・農水産物の安全対策についての質問でございます。1つ目の国や道に対して流通食品や水産物の検査体制を抜本的に強化するよう求める事の質問でございますが、国では食品の安全性をより一層確保するために食品衛生法に基づく放射性セシウムの新基準値が設定され、平成24年4月1日から施行されている事についてはご案内のとおりだと思います。

また、北海道も食品衛生法に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定し、特に本年度からは食品中の放射性物質について道内を流通する食品等の放射性物質のモニタリング検査等の監視指導体制を図る事となっている訳でございます。

さらには国における水産物の安全制の確保、及び風評被害の防止措置を図るために水産物モニタリングに係る基本方針を策定し、水産物の放射線測定調査委託を実施しているところでございます。ご質問の検査体制の抜本的に強化を求める事につきましては、ご質問の主旨を踏まえながら、町村会等通じながら進めてまいりたいと考えております。

次に保健所の放射能に対する食品管理についてのご質問でありましたが、保健所に確認したところ、江差保健所では検査機器の設置は無く、食品検査もされていないと伺っている所でございます。

次にひやま漁協の検査体制についてお知らせ願いたいという事ですが、ひやま漁協においては風評被害を懸念し、道とも連携を図り、国の基本方針に基づき、国の水産物の放射線測定調査員委託事業を活用して放射性物質検査をしている所でございます。

具体的にはスケソウについては、毎週又は2週に1回、道を通じ、広域財団法人海洋生物環境研究所に検体を送り、検査を行っておりますが、前年度漁期では基準値を超えた放射能は検出されなかったと伺っている所でございます。また、道・北海道のイカ釣り漁業協議会では、八戸と函館の2ヶ所で検査を実施する事としているようであります。

ひやま漁協では今月から2週に1回イカ等を対象に、広域財団法人海洋生物環境研究所に検体を送って放射能検査を実施すると伺っております。検査結果につきましては道・北海道の放射能モニタリング総合サイト、いわゆるインターネットで情報公開をしている様でありますから確認を頂ければと思います。以上です。

(議長)

「教育長」

「教育長」

学校給食に関しまして私の方からご答弁を申し上げたいと思います。学校給食における食品等につきましては、道より各学校給食センターに対しまして通知が出されてございます。

それによりますと、道では放射性物質の検査について、大気・土壌・海水等の他放射性物質の汚染の可能性がある食品について実施しており、これまで道内産の農畜産物の安全性に懸念が生じるような検査結果は認められていない事。また、市場に流通する食品については国が示した計画に基づき、出荷元の自治体が行った検査結果等を踏まえ、出荷制限など必要な措置が講じられてきていることから、食品の安全性は確保されているものと考えているところでございます。

教育委員会としては学校給食で使用する食材につきましても、国の定める暫定基準に基づき、各都道府県によって検査・管理を経て出荷された食材を使用しており、暫定規制値を上回る食品は出荷段階で流通しない仕組みが講じられているものであり、現在流通している食品につきましては安全性が確保されているものと考えております。

今後におきましても、法律に基づき必要な検査が実施され、安全性が確保された食品のみが流通するものと考えておりますけれども、各方面からの情報収集に徹し、危険性を回避する観点も含め、安心・安全な給食を提供するために努力をして参りたいと考えているところでございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

全般にわたってなんですが、食べ物の安全という事ですが、先程町長答弁がありました。それから教育長も一定の方法で調べていると。安全性を保っているという事だろうと思うんですが、実際に行われているのは本当に粗いサンプリングですから、その回数だとか検体数だとか非常に粗くて、実際はそれをすり抜けているというのは沢山あるという事は多分わかって答えているんですよ、多分。ただ心配だから少し聞きますね。

まず町長おっしゃった北海道で言う、町長見ていらっしゃるかどうかな。北海道の全般にわたるもので言うと、「食品衛生監視指導計画」というものがこれなんです。担当者の方では押さえているでしょうけれども。これが北海道の全般

にわたる、個別の部分は別ですよ。全般にわたる放射能の検査なんですけれども、ただ問題はこれそのものが放射性物質を食物に入っているかどうかの調べる為の計画ではないんです。一般的な食中毒だとか、食品添加物だとか、貝毒だとか、もろもろの食品衛生の中に全部で20～30ページかな、そのうちたった5～6行にしか書いてないんです。こんなものね計画でもなんでもない。

更にはその実施計画というのもほんのちょっと少しあるんですけれども、放射性物質、1年間に全道で200検体。この200検体というのもべらぼうに少ない数なんですけれども、全道ですよ。

それでもっと深刻なのは私の調査が間違っていれば指摘してほしいんですけれども、これは3月31日に全国で法律に基づいて、どこでもつくらなきゃならない総花的な計画なんですけれども、これの具体的な放射能に関する細かい検査、決まってないはずなんです。仮に決まっていたとしても動いてないはずなんです。やってないですよ。それで個別に水産関係とかやっています。水産庁の委託事業など。それでも少ないですよ。課長わかっていると思いますが。

ですからどンドンどンドンそこすり抜けて、教育長で言いますと給食に非常に心配なんですけれども、給食だって本州で言うとかかなり細かく放射能を調べてる所もあります。神奈川県ではかなり厳しくやって2ベクレルだとか3ベクレルでもそれは、国は100ですけれども。それでも食べないとかという事でかなり綿密にやっていますが、北海道の場合はすり抜けたもの、さらにサンプリングで粗いものでやっていますからどれだけ事実上子ども達が放射能を含まれた食べ物を食べているかもしれない。

それでちょっと質問です。まず後先なりでしたが教育長、結果的には江差というセンターでは独自に検査している訳ではありませんので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、実際にセンターと言うか江差とくくれないと思いますので、センターと言うしか聞けないんですけれども。センターで購入しているその農水産物と言いますか、購入先。これには多分東北の物もあると思うんですけれども、そういう部分の分析はどのようになっているのか。わかる部分でちょっとごめんなさいね、事前に言ってなかったの。わかればどのような購入先になっているのか。ひとつ教えて頂きたい。

それからこれは水産関係になるんでしょうか。北海道で獲れている魚でどれ位の放射能が検出されているのかホームページでと町長おっしゃいましたけれども、町民の方なんて中々わからんと思うんですよ。それでとりあえず今日議会の場ですので、北海道でどれだけのものが水産物でどういうところで放射能の入ったものが獲れてるかというのはある程度押さえていますか。おさえていけば教えて頂きたい。以上です。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

私の方からお答えしたいという風に思います。最後の質問なんですけれども、水産物の放射能をどれだけおさえているかという事でございますけれども、実はまず漁協さんのお話をちょっとさせていただきますと、漁協では先程町長はイカ等という様な答弁をしましたけれども、イカの他にカスペとスケトウダラを検体として検査をしている訳でございます。カスペにつきましては検査実施期間に関しましては3月から5月という漁期の間に5体を検定しております。それとイカにつきましては漁期が6月から9月まで。検体数については7体と。スケトウダラにつきましては11月から1月までで、検体数は6という事でございます。

放射能放射能と言いましてもですね、一番大きな問題はその体内に取り込まれる、蓄積される放射能を調べている状況でして、その中で放射性ヨウ素と放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137、これについて道の方で検査をしているという状況でございます。

放射能の測定の結果でございますけれども、奥尻の沖でスケトウダラの検体をした結果、0.49 ベクレルという放射線量が検出をされてございます。それと放射性セシウム 134 については 0.55 と、放射性セシウム 137 については 0.59 という数字が出てございます。それとカスペにつきましてはですけども、これも檜山沖、乙部町の沖でございますけれども、放射性ヨウ素につきましては 5.5 ベクトルと。放射性セシウムについては 9.4 と。放射性セシウム 137 については 5.5 という数字が出てございます。いずれも道の基準の 100 ベクレルをかなり下回っている現状にあるという事だけご報告をしておきたいという風に思います。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

給食センターの使用資材の納入状況でございますけれども、江差町ほか上ノ国、厚沢部という地元の産品については 20.3%、それ以外の物は約 80%が3町以外という事でありまして、ほとんどのものが道内産でございます。ただし野菜類に関しましては時期等もありますので、道外のものも取っていると

聞いております。

ただし道外につきましても、1都16県でしょうか。国の方から検査を強要されている神奈川県ですとか、そういうものも含まれておりますけども、そのものはちょっと言い方おかしいんですが避けて入れているという事でございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

残念ながら4問目は割愛します。

それで今の放射能の問題ですが、1つはやはりどうしても100ベクレル、国が言っている100ベクレルから物事を論議しますと、問題ないとなっちゃうんですが。でもこの国の定めている100ベクレルそのものは高いし、實際上全国の市町村段階ではかなり実態と言いますか、子供達に合ったと言いますか、そういう部分でやっているという事を考えた場合、これはやはり自治体として単に100だからどうのこうのという事にはならないと思いますが。その点で1、2お聞きしますけれども、まず給食の話出ましたので。東北のどこら辺から来ているか資料調べればきっとわかるんですね、多分ね。わからないのか。

それで課長ご存じだと思いますが、100ベクレルとかってそんな高い数字はともかくですね、ともかく全国的には50とか10とかそういう部分でももう給食納入をやめている所は出てきていますが、東北ではかなりの部分が100は超えていませんよ。超えているものもありますけども、それはすぐ出荷停止ですからわかるんですよ。10とか20とか30というのは、膨大な量で出ているというのはご存じですよ。東北だけじゃなくて群馬だとか埼玉だとか栃木だとか。膨大なものが出ているんですよ。ですからそこは江差単独たつてすぐには言いませんけれども、北海道なり私で言えば檜山、皆で協力して少しゲルマニウム検出器とか高いやつでも買って、檜山全体で調べるとか等々、何らかな形でやらなかったら北海道のすり抜ける、それこそトンネルの様な検査では子供達の命は守れないと思うんです。その点お考えがどうか1つ。

を水産課長、今数字出ていましたけれども要するに100から見たら低いけれども、結構高いですね。結構というのは韓国でご存じだと思いますが、韓国は0.7ベクレル以上超過したものは全部輸入するもの、江差沖で獲れたものは多分輸出してないと思うんですが、ただ風評被害という事からいけば北海道全部の問題なんですけれども、韓国は0.7。それで北海道はさっき言った通り0.7超えているのたくさんあるので、いよいよ韓国は北海道も全部0.7以上の物、しかる

べく検査機関でちゃんと調べてというもう大変な状況になっていて、こういう国が増えてるんです。北海道もオール北海道で水際で止めないと、結果的に風評被害になったら止められませんね。輸入解除になっても結果的には買い叩かれていますよ。北海道も値段買い叩かれているのを沢山出てますね。

そういう意味ではこれは江差の問題だけではないと思います。北海道全体できちっと放射能を測定して水際で止めるという部分を檜山なら檜山、北海道にも要請していくと。今の放射能検出値から見たら絶対に必要だと思いますが、改めて担当課長になるのでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。以上。

(議長)

「学校教育課長」簡単に、40分で終わりますよ。

「学校教育課長」

先程あの報告しましたとおり、そういう産地の物は言いづらいんですけども避けてるという状況でございます。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

水産物の部分についてはですね、24年の4月に基準値が改正になって魚介類については500から100万に減ったんですけども、この件については国の基準があくまでも100という基準でございまして、私共については放射能の知識がまずほとんどないというのが現状で、専門家が定めた数値でありますので、当然それにしたがって今の所は進んでいるという考えでございます。

ただし出た時にはおそらく国が対応するんだろうし、道も対応するんだろうし、町村レベルでの対応になってこないという風に思っておりますので、そこら辺はご理解頂きたいという風に思います。

(議長)

以上で「小野寺議員」の一般質問を終わります。

今定例会に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。14時55分まで休憩いたします。